

衛研発第0214011号
平成30年2月14日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

食品衛生管理部第四室長の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所食品衛生管理部第四室長を募集することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

食品衛生管理部第四室長（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

当所食品衛生管理部は、食品の安全性確保を目的として、食品製造工程における微生物（細菌・ウイルス）及び化学物質（魚貝毒）の制御、規格基準その他の食品等の衛生管理に関する試験及び検査、並びにこれらに必要な研究を行っている。また、食品中の病原微生物等による疾患の疫学、リスク評価、食中毒関連の試験及び検査、並びにこれらに必要な研究を行っている。このうち、当部第四室では、食品媒介性ウイルス感染症の原因究明及び食品製造工程でのウイルス制御等に係る試験及び検査、並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回公募する第四室長は、上記の試験及び検査、並びに研究業務を自ら或いは室員を指導・統括して実施すると共に、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募条件

- (1) 獣医学、農学、薬学又は関連する生命科学領域における博士号を取得後、概ね10年以上の研究経験を有すること。
- (2) 募集する業務内容に関する試験及び研究を企画・遂行並びに統括するために必要な専門的知識とそれに基づく研究業績を有すること。
- (3) ウイルスに関する遺伝子試験、細胞培養、並びに安全性評価等に関する専門的知識及び経験を有すること。
- (4) 食品媒介性ウイルスの定量検出試験に関する専門的知識及び経験を有すること。なお、リスク管理に関する専門的知識及び経験を有することが望ましい。
- (5) 研究部員及び研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と人柄を有すること。
- (6) 国立試験研究機関における試験・研究の意義と役割に対する責務と意欲を有し、当該分野における厚生労働行政への対応及び国際的動向への対応を行う意欲と能力を有すること。
- (7) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること。

4. 提出書類

- (1) 履歴書（市販の横書き履歴書用紙又はそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の経歴を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること。）
- (2) 現在までの研究概要（A4用紙で3枚程度）
- (3) 研究実績目録（主な学会発表を含む。）及び主要論文別刷（5編以内）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（2,000字以内）
- (5) 学位記（写し）又は学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費の取得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにする（ステープラは使用しない）。
※（2）～（4）、（6）～（8）は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

平成30年3月19日（月）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 平成30年3月下旬（予定）
- (2) 面接試験 平成30年4月上旬（予定）
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

平成30年6月1日（予定）（事情により応相談）
※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「食品衛生管理部第四室長応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 大胡田純一

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：ogoda@nihs.go.jp